

札幌版次世代住宅補助金交付実施要領

[平成 24 年 4 月 5 日 都市局市街地整備部住宅担当部長決裁]

(最終改正 令和 5 年 3 月 3 日)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌版次世代住宅補助金交付要綱（平成 24 年 4 月 5 日都市局長決裁以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要領における用語は、要綱で使用する例による。

(申請の受付)

第 3 条 要綱第 7 条に規定する補助金交付登録申請書の提出を受けたときは、札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書受付番号票（兼抽選番号票）（様式 1）を申請者に交付するものとする。

(補助金交付登録申請に添付する関係書類)

第 4 条 要綱第 7 条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 本人確認書類（官公署から発行された申請者の身分を証明できる書類の写し（申請時において有効なもの））
- (2) その他申請内容の確認に必要な書類

(補助金交付申請に添付する関係書類)

第 5 条 要綱第 13 条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 工事請負契約書（施工事業者の代表者名、代表印のあるもの）の写し
- (2) 申請者の補助対象住宅の所在場所を住所とする住民票の写し（個人票）（3 か月以内に発行されたもの）
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する検査済証の写し
- (4) 口座振込申出書（様式 2）又は通帳等の写し（金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できる箇所）
- (5) その他申請内容の確認に必要な書類

(抽選)

第 6 条 要綱第 8 条第 3 項に規定する抽選を行うときは、抽選日、抽選方法等を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月5日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月6日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月4日）

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（平成29年3月22日）

この要領は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年2月14日）

この要領は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年3月1日）

この要領は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和2年2月27日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

要領様式

要領関係条項	名称	様式
第3条	札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書受付番号票（兼抽選番号票）	様式1
第5条	口座振込申出書	様式2

(要領様式1)

札幌版次世代住宅補助金交付登録申請書受付番号票 (兼抽選番号票)

様の受付番号 (抽選番号) は

番

 です。

受付日 年 月 日

補助金交付登録申請受付期間 (年 月 日から 月 日) 内に補助金交付登録申請額が予定額を超えた場合は、抽選を行います。なお、抽選は公開いたします。

○抽選日 (予定) : 年 月 日 (曜日) 時～

※ 抽選結果については、札幌市公式ホームページでお知らせいたします。

(<http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/10shien/zisedai/zisedaihojo.html>)

※ホームページをご覧になれない場合は、下記連絡先にお問い合わせください。

注意事項

- ※1 補助対象要件が確認できない場合 (本人確認書類が未提出等) は、上記抽選対象から除かれる場合があります。担当者の指示に従い、受付期間内に不足書類を提出する等の対応をお願い致します。
- ※2 申請及び内容等確認のため、現地確認を行う場合があります。

[連絡先]

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市都市局市街地整備部住宅課

TEL 211-2807

(要領様式2)

(あて先) 札幌市長

申請者 〒 _____
住 所
フリガナ
氏 名
電話番号

口座振込申出書

札幌版次世代住宅補助金に係る振込口座について、下記のとおり申し出ます。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 労働金庫	本・支店 名	本店 支店 出張所
口座種目	普通預金 / 当座預金 / その他		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

(注)・口座名義人は、補助金交付申請の申請者と同一にしてください。

- 備考 ・通帳等の写しの提出をもって、この様式の提出に替えることができます。
- ・通帳の写しを提出する場合は、金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できるページ（ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用受取口座の印字があるページ）の写し。
 - ・ネット銀行等で通帳がない場合は、金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できる画面を印刷したもの。